

## 訪問看護医療 DX 情報活用加算に伴う掲示について

令和6年(2024年)診療報酬改定により、新潟南訪問看護ステーションは、地方厚生局長等に届け出たステーションの看護師等が、オンライン資格確認により、ご利用者の診療情報や薬剤情報等を取得・活用した上で、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行い、質の高い医療を提供致します。

これにより、訪問看護医療 DX 情報活用加算として定められた額を所定額に加算します。

《加算内容》 訪問看護医療 DX 情報活用加算 50円

※令和7年4月1日より

これに関する施設基準は以下の通りです。

- (1) 厚生労働省が示す訪問看護療養費及び公費負担医療に関する費用の請求に関する命令に規定するオンライン請求を行っている。
- (2) マイナンバーを用いたオンライン資格確認を行う体制を整えている。
- (3) 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い訪問看護を実施するための十分な情報を取得し、活用して訪問看護を行うことについて、当該訪問看護ステーションの見やすい場所に掲示している。
- (4) (3)の掲示事項について、ウェブサイトに掲示していること。

令和7年3月10日 医療法人恒仁会  
新潟南訪問看護ステーション